

答 申 個 第 1 4 7 号
令 和 6 年 8 月 2 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年8月18日付け発消予第61号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

火災調査の結果についての個人情報一部開示決定事案（諮問個第334号）

1 審議会の結論

処分庁が行った個人情報一部開示決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和5年3月30日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、以下の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。

平成15年1月16日に私の自宅であった場所で起きた火災についての「存在する全ての書類・書類一式」

- ・ 火災調査書・損害調査書・死傷者の調査書・火災原因判定書・出火出動時における見分調査書・資料提出命令書・実況（鑑識）見分調査書・報告徴収書・質問調査書・出動記録書・活動記録書を含む全ての書類一式

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「火災原因調査の結果について」（平成15年1月16日13時59分当該場所で発生した火災についてのもの。）（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和5年5月11日付で、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第16条第2号、第3号及び第7号に該当

- ・ 請求者以外の個人の氏名、住所、生年月日、行動、建物の焼損状況、収容物の状況等については、開示することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため（条例第16条第2号に該当）。
- ・ 法人のり災状況等については、開示することにより、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため（条例第16条第3号に該当）。
- ・ 請求者以外の個人が本市の要請を受けて、火災原因調査以外に使用しないとの条件で任意提供を受けた写真については、開示することにより、今後、火災原因調査の任意協力に支障を及ぼすなど、火災の原因及び損害について正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、本市における火災の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第16条第7号ウに該当）。
- ・ 請求者以外の質問結果記録書を参照している文章や医療関係者から任意で得た情報については、開示することにより、今後、火災原因調査の任意協力に支障を及ぼすなど、火災の原因及び損害について正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、本市における火災の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第16条第7号ウに該当）。

- (3) 審査請求人は、令和5年7月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本市では、火災が発生した際に、消防法第31条に基づく火災調査を実施する。その結果を基に、京都市火災調査規程に規定する調査に係る資料を作成し、火災予防及び消火活動の基礎資料として活用している。

本件公文書は、火災調査書、現場調査経過記録書、焼損（損壊）結果等記録書、焼損建物等の火災前の状況調査結果書、焼き（損壊）状況等記録書、延焼状況等説明書、出火点等認定書、出火原因認定書、死傷者調査結果書、出火点付近の復原図、現場見取図、付近見取図、建物り災状況表、り災建物配置図、炭化深度測定結果、審査請求人方 2 階詳細図、質問結果記録書、写真説明書、灯油の入ったポリ容器の燃焼に伴う形状変化、ポリ容器の熱による変形実験、灯油の使用量の推測、鑑識結果報告書、鑑識結果、署指揮隊活動記録書、指揮活動記録書、消防隊等活動記録書、救急活動記録書、損害額算定書から構成されている。

ア 火災調査書について

本件公文書の概要であり、火災原因、焼損結果等が簡潔に表記され、当該火災の概要が分かるように構成されている。

イ 現場調査経過記録書

現場調査の時間経過、調査（捜査）機関等の現場責任者及び火災調査を実施した消防職員の担当業務等を記載している。

ウ 焼損（損壊）結果等記録書

焼損結果及び焼損物件の所有者等の情報を記載している。

エ 焼損建物等の火災前の状況調査結果書

火災発生前の建物の状況、収容物の配置状況、火災に関係ある設備等の状況について記載している。

オ 焼き（損壊）状況等記録書

焼損範囲及び焼損した物件の焼き状況を記載している。

カ 延焼状況等説明書

延焼拡大した状況や延焼経路を記載している。

キ 出火点等認定書

焼き（損壊）状況等記録書の内容から燃え広がっていく方向を考察し、出火した箇所及び特定に至る根拠を記載している。

ク 出火原因認定書

出火点等認定書において認定した出火点付近において、火源となり得るものの存在について考察し、関係者からの質問等を加えて出火原因及び特定に至る根拠を記載している。

ケ 死傷者調査結果書

死傷者の発生状況や、消防隊が発見した際の状況について記載している。

コ 出火点付近の復原図

火災が発生した箇所の周辺について、出火前の状況を復原した図を記載している。

サ 現場見取図

- 出火建物の平面図及び室内の名称、出火点付近の配置図で構成されている。
- シ 付近見取図
火災発生場所付近の地図を添付している。
- ス 建物り災状況表
り災した建物の焼損程度、焼損面積について、一覧で記載している。
- セ り災建物配置図
り災建物の配置図を記載している。
- ソ 炭化深度測定結果
炭化深度の測定結果や、測定結果から予想される燃焼の流れを記載している。
- タ 審査請求人方 2 階詳細図
審査請求人方の 2 階の平面図上に出火時の詳細な状況を記載している。
- チ 質問結果記録書
火災の状況を知る関係者から、聴取した申述を記載している。
- ツ 写真説明書
調査現場で撮影した写真を添付している。
- テ 灯油の入ったポリ容器の燃焼に伴う形状変化
火災現場で確認された灯油の入ったポリ容器の残存状況を基に、実際に消防学校において燃焼再現実験を行い、実験結果から、火災現場で使用された灯油の量を考察した結果を記載している。
- ト ポリ容器の熱による変形実験
ポリ容器に灯油を入れ、燃焼実験を行い、ポリ容器が時間経過と共にどのように変形していくかを再現実験し、結果を記載している。
- ナ 灯油の使用量の推測
本件火災における灯油の使用量を推測するために参考とした過去の燃焼実験に関する文書を添付している。
- ニ 鑑識結果報告書
現場から持ち帰った焼き残存物の油分の検出及びその品名の判定について、結果をデータとともに報告している。
- ヌ 鑑識結果
ガスクロマトグラフによる油分の検出結果等、上記鑑識結果報告書の根拠を記載している。
- ネ 署指揮隊活動記録書
署の指揮隊の活動記録を時系列順に記載している。
- ノ 指揮活動記録書
署の指揮隊の活動記録を方面別に簡潔に記載している。
- ハ 消防隊等活動記録書
出動した消防隊等の活動記録を時系列順に記載している。
- ヒ 救急活動記録書
救急隊の活動記録や傷病者に対する処置の内容を記載している。
- フ 損害額算定書
調査現場で収集した資料及びり災申告書を基に、時価により算定した損害額を記載している。

(2) 本件公文書における非開示情報該当性について

ア 次の情報については、審査請求者以外の個人に関する情報であって、当該個人が識別され又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないものと認められるものであるから、条例第16条第2号に該当する。

(ア) 現場調査経過記録書

審査請求人以外の氏名及び属性

(イ) 焼損（損壊）結果等記録書

審査請求人以外の個人の住宅における焼損結果や、所有者名、住所、建物占有者名、生年月日、発見状況

(ロ) 焼損建物等の火災前の状況調査結果書

出火前の状況について審査請求人以外の氏名、家屋の内部構造や収容物の状況

(ハ) 焼き（損壊）状況等記録書

審査請求人以外の氏名、家屋の内部構造や収容物の焼き又は損壊状況

(ニ) 延焼状況等説明書

審査請求人以外の氏名、家屋の内部構造

(ホ) 出火点等認定書

審査請求人以外の氏名、家屋の内部構造や収容物の焼き状況並びに損壊状況及び焼死者の状況

(ヘ) 出火原因認定書

審査請求人以外の氏名や焼死者の状況

(ニ) 死傷者調査結果書

審査請求人以外の焼死者の詳細な状況

(フ) 現場見取図

審査請求人以外の家屋内部の平面図が記載されている箇所

(コ) 建物り災状況表

審査請求人以外の氏名、家屋や収容物の焼損状況、り災程度やり災人員

(ケ) り災建物配置図

審査請求人以外の氏名

(セ) 審査請求人方 2階詳細図

審査請求人以外の焼死者が発見された状況

(ス) 質問結果記録書

審査請求人以外の氏名、住所、職業、生年月日、質問場所

(セ) 鑑識結果

審査請求人以外の家屋の焼損状況及び焼死者の状況

(ソ) 署指揮隊活動記録書

審査請求人以外の家屋の焼損状況

(タ) 消防隊等活動記録書

審査請求人以外の家屋の焼損状況

(チ) 損害額算定書

審査請求人以外の家屋の焼損状況や損害額に関する情報

イ 次の情報については、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるものであるから、条例第 16 条第 3 号に該当する。

(ア) 焼損（損壊）結果等記録書

法人管理物件の焼損結果

(イ) 焼き（損壊）状況等記録書

法人管理物件の損壊状況

(ウ) 灯油の使用量の推測

本件火災における灯油の使用量を推測するために参考とした過去の火災の調査結果等に記載されている、火災が生じた法人の名称

なお、次の情報については、原処分において条例第 16 条第 3 号のみに該当するとしていたが、当該情報は、法人の担当者を示す情報であることから、審査請求者以外の個人に関する情報であって、当該個人が識別され又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるとともに、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるものであるため、条例第 16 条第 2 号及び第 3 号に該当するものである。

(ア) 焼損（損壊）結果等記録書

建物管理者の住所、氏名及び生年月日

ウ 次の情報については、審査請求人以外の者から聞知した申述であり、開示することにより、今後、重要な情報である初発見、通報及び初期消火の状況等を把握している者の申述を得ることができなくなり、火災原因調査の任意協力に支障を及ぼすなど、火災の原因及び損害について正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、本市における火災の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 16 条第 7 号ウに該当する。

(ア) 焼損（損壊）結果等記録書

審査請求人以外の者から聞知した内容

(イ) 焼損建物等の火災前の状況調査結果書

審査請求人以外の者から聞知した内容

(ウ) 出火点等認定書

審査請求人以外の者から聞知した情報

(エ) 出火原因認定書

審査請求人以外の者から聞知した情報

(オ) 死傷者調査結果書

審査請求人以外の者から聞知した情報

(カ) 質問結果記録書

本市の要請を受けて、火災原因調査以外に使用しないとの条件で、審査請求人以外の者から任意提供を受けた質問結果

(キ) 写真説明書

本市の要請を受けて、火災原因調査以外に使用しないとの条件で任意提供又は本市が撮影した写真

なお、次の情報については、原処分において条例第 16 条第 7 号ウのみに該当するとしていたが、当該情報は、審査請求人以外の個人に関する障害状況などを示す情報であることから、

審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該個人が識別され又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるとともに、開示することにより、火災原因調査の任意協力に支障を及ぼすなど、火災の原因及び損害について正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、本市における火災の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第16条第2号及び第7号ウに該当するものである。

(7) 付近見取図

本市の要請を受けて、消防業務以外に使用しないとの条件で任意提供を受けた審査請求人以外の個人の障害等に関する情報

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件については、一部開示とされたが、これを開示しなければ、本件で開示された個人情報全体の理解が不可能である。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、火災が発生した際に実施した火災調査の結果を基に作成した文書であり、火災調査書、現場調査経過記録書、焼損（損壊）結果等記録書、焼損建物等の火災前の状況調査結果書、焼き（損壊）状況等記録書、延焼状況等説明書、出火点等認定書、出火原因認定書、死傷者調査結果書、出火点付近の復原図、現場見取図、付近見取図、建物り災状況表、り災建物配置図、炭化深度測定結果、審査請求人方 2 階詳細図、質問結果記録書、写真説明書、灯油の入ったポリ容器の燃焼に伴う形状変化、ポリ容器の熱による変形実験、灯油の使用量の推測、鑑識結果報告書、鑑識結果、署指揮隊活動記録書、指揮活動記録書、消防隊等活動記録書、救急活動記録書、損害額算定書から構成されている。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、4の(2)のアのとおり、審査請求人以外の氏名及び属性等については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該個人が識別され又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないものと認められるものであるから、条例第16条第2号に該当すると主張する。

また、4の(2)のイのとおり、法人管理物件の焼損結果等については、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるものであるから、条例第16条第3号に該当すると主張する。

加えて、4の(2)のウのとおり、審査請求人以外の者から聞知した内容等については、審査請求人以外の者から聞知した申述であり、開示することにより、今後、重要な情報である初発

見、通報及び初期消火の状況等を把握している者の申述を得ることができなくなり、火災原因調査の任意協力に支障を及ぼすなど、火災の原因及び損害について正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、火災の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第16条第7号ウに該当すると主張する。

イ 一方、審査請求人は、本件審査請求は、全て開示しなければ、本件で開示された個人情報全体の理解が不可能であると主張する。

(3) 審査請求人以外の氏名及び属性等の条例第16条第2号該当性について

条例第16条第2号は、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が開示されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと認められるものについて、非開示とすることを定めたものである。当審議会において本件公文書を見分したところ、本件公文書には、火災のり災者や目撃者の氏名及び属性等が記載されており、処分庁が非開示としている部分は、審査請求人以外の氏名及び属性等が記載されていることが認められた。これらの情報は公開されることで、当該火災の関係者であることが明らかになるが、一般の感受性を基準として、り災した事実等は通常他人に知られたくないものと認められる。よって、処分庁の主張は妥当であると判断する。

(4) 法人管理物件の焼損結果等の条例第16条第3号該当性について

条例第16条第3号は、開示することにより法人その他の団体又は開示請求者以外の事業を営む個人の競争上又は事業活動上の地位を明らかに害すると認められる情報について、非開示とすることを定めたものである。当審議会において本件公文書を見分したところ、処分庁が非開示としている部分は、法人管理物件の焼損結果等が記載されていることが認められた。これらの情報は公開されることで、当該法人が被った損害の状況等が明らかになり、当該法人の競争上又は事業活動上の地位を害することは明らかである。よって、処分庁の主張（4の(2)のイのなお書きを含む）は妥当であると判断する。

(5) 審査請求人以外の者から聞知した内容等の条例第16条第7号ウ該当性について

条例第16条第7号ウは、本市等が行う事務事業である評価、診断、判断、選考、指導、相談その他これらに類する事務に関し、当該事務又は事業の性質上、開示することによって、その目的が損なわれたり、公正かつ適切な執行が妨げられるものがあるため、これらに係る情報について、非公開とすることができることを定めたものである。当審議会において本件公文書を見分したところ、処分庁が非開示としている部分は、審査請求人以外の者から聞知した内容等が記載されていることが認められた。これらの情報は開示されることで、被質問者が質問調査に応じること等に躊躇し、火災原因調査における正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。よって、処分庁の主張（4の(2)のウのなお書きを含む）は妥当であると判断する。

(6) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和5年 8月18日 諮問

9月15日 諮問庁からの弁明書の提出

令和6年 6月 7日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和6年度第2回会議）

8月 2日 審議（令和6年度第3回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）